

静岡県人事委員会は、静岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則13-119

静岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の育児休業等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-26）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（条例第2条第<u>4</u>号の人事委員会規則で定める非常勤職員）</p> <p>第1条の2 条例第2条第<u>4</u>号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、次のいずれかに該当する非常勤職員とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>第1条の3 条例第2条第<u>4</u>号イの人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p>	<p>（条例第2条第<u>5</u>号の人事委員会規則で定める非常勤職員）</p> <p>第1条の2 条例第2条第<u>5</u>号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、次のいずれかに該当する非常勤職員とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>第1条の3 条例第2条第<u>5</u>号イの人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。